

やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業実施要領

制定 平成27年12月21日

農技第2336号 山梨県農政部長通知

(目的)

第1 近年、消費者の農産物に対する要求が高度化、多様化する中で、消費者から安全・安心な有機農産物に対する供給体制への関心が高まっている。

しかし、県内有機農業は、少量多品目栽培で農業者が直接販売する例が多く、出荷作業や顧客管理に労力がかかり農業者への負担が大きい。また、個々の農家の供給量ではロットが小さく、量販店等の需要量に対応できないなど課題がある。

このため、有機農産物の集出荷販売体制、販路の拡大に向けた企画提案を農業者等の集団から公募し、優良企画に対して集出荷体制の整備や販路拡大などの取り組みに要する経費の助成を行い、有機農産物の販路拡大による有機農業者の経営安定を図る。

(実施方針)

第2 この事業は、山梨県有機農業推進計画に基づき、有機農業者間での連携による共同販売体制の整備や、量販店等への出荷による大口の販売先獲得など、有機農産物の共同出荷のモデルとなりうる取り組みを支援する。

(補助金の交付)

第3 本事業の補助金交付に係る規定は、やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備支援事業費補助金交付要綱の定めるところによる。

(事業の募集)

第4 本事業の実施主体については、やまなし有機の郷有機農産物集出荷体制整備事業公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、公募により選定する。

(実施の手続き)

第5 本事業の実施は、公募要領様式第1号による事業実施計画書により、実施するものとする。

2 事業実施主体は、事業実施計画書の内容の変更をしようとするときは、事業実施計画変更申請書（様式第1号）を提出して、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わない変更についてはこの限りではない。

(事業の実施期間等)

第6 この事業の事業実施期間、事業目標年度は次のとおりとする。

(1) 事業実施期間

事業実施期間は単年度とする。

(2) 事業目標年度

事業実施年度の3年後とする。

(成果の報告)

第7 事業実施主体は、様式第2号によりその事業成果について達成状況報告書にとりまとめ、翌年度の4月末日までに農政部長に提出するものとする。

事業実施主体は事業計画に基づく事業が完了した翌年度から第6条の(2)で定めた事業目標年度までの間、毎年度、当該年度における実施計画に記載された目標等の達成状況を報告するものとする。

(推進体制)

第8 事業実施主体は市町村、農業団体、県等の協力を得て事業を推進するものとする。

2 市町村長は地域の実情に応じて、環境保全型農業、有機農業の推進方針、推進方策等を示した推進計画の策定を促進する。

3 農務事務所長は事業を適正かつ円滑に推進し、また、総合農業技術センター所長、果樹試験場長は事業効果の発現に向け情報の収集・提供、助言指導などの必要な支援にあたる。

4 知事は、地域の実情に配慮しつつ、山梨県環境保全型農業基本方針、山梨県有機農業推進計画に基づき、本事業が適正かつ円滑に実施できるよう、関係団体と調整を図る。

(書類の提出)

第9 本要領により提出する書類は、正副2部を市町村を経由し、所管する農務事務所に提出するものとする。なお、複数の市町村に事業の範囲が及ぶ場合にあっては、代表の一市町村を経由し、その市町村を管轄する農務事務所に提出するものとし、代表以外の市町村に対しては写しを送付するものとする。

(その他)

第10 その他この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年12月21日から施行する。